

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年2月25日(月) 午前9時30分から10時40分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員(2人)

欠席者	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

- 報告第 9号 携帯電話無線基地局建設の中止について
- 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第59号 農用地利用集積計画について
- 議案第60号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事補	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要  
事務局長

皆さんおはようございます。11 番の神宮司さん、12 番の西橋さんから所用のため欠席するとの連絡がきております。ただ今より平成 24 年度第 11 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 2 番委員にお願い致します。

憲章朗唱（2 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

改めまして皆さんおはようございます。タンカン、バレイショの収穫期を迎えておりますが、タンカンの方は終盤になってきているようでございまして、JA では昨日現在で 460 t の集荷実績があるようでございます。バレイショにつきましては 100t ほど集荷をしたようでございますが、1 月の突風で、だいぶ収量が減る様相でございます。さらに茎の枯れ方が早まっているために早めの収穫を余儀なくされているという情報でございます。

国レベルの方に目を向けますと、先の首相のアメリカ訪問でいよいよ TPP 交渉参加ということが間違いなく実施されるような気配でございます。私どもの作物で直接目に見えた懸念というのは今は無いですが、畜産等、あるいは熊毛管内ではサトウキビ、澱粉芋等には大きく影響があるのではないかという気がしているところでございます。また一方では農業委員会関係でも 10 年後には遊休農地を 0 にするという方向が示されておりますが、私達の所で何をどうすれば、そういうことが実現できるか、皆さんのところでも自分の地域に当てはめて思いをめぐらせてみていただきたい。そのために『こういうことが必要だ。』と提言いただければありがたいという気がしております。今年度も残り少なくなってきておまして、事務方では平成 25 年度の計画について頭をめぐらせているところでございます。皆さん方のご意見があれば、いろいろ伺っていきたく思っております。本日はまた、事案はそれほど多くございませんが、皆さんのご意見をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

それでは本日の会議録署名委員を 3 番委員・4 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 9 号 携帯電話無線基地局建設の中止について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 9 号 携帯電話無線基地局建設の中止について、次のとおり報告をする。

整理番号 3 番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED] [REDACTED]、畑、[REDACTED] m<sup>2</sup>の内 [REDACTED] m<sup>2</sup>。利用状況：畑。農用地区域内でございます。事由：『地質調査の結果、地盤状況が良好でなく 30m の鉄塔を建設した場合、倒壊の恐れがあるため、建設を中止いたします。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [REDACTED] m<sup>2</sup>。鉄塔が 30m でした。

この案件につきましては、平成 24 年 5 月 28 日の総会で農用地区域除外の審議をし、平成 24 年 11 月 6 日に農用地区域から除外されたところです。なお今度の見直しで、この地区は農用地区域から除外されております。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さんの方からご質問等ございますか。  
（「ありません。」の声あり）

よろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

それでは次に進みたいと思います。

会長

議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 30 番、31 番を説明いたします。

議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 30 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■、他 2 筆。畑。3 筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内。利用状況：休耕地と果樹です。営農計画及び耕作期間：ウコンが 1 月～12 月、カライモが 4 月～11 月、果樹が 1 月～12 月、野菜が 1 月～12 月。新規就農でありますので経営面積はありません。申請人の経験年数が 10 年ということです。農機具等の保有状況といたしまして、動噴・1、刈払機・1、管理機・1、製粉機・1です。周辺地域との関係についてはお目通しをお願いします。

整理番号 31 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：畑。農用地区域外。以下は整理番号 30 番と同じです。

この案件につきましては、新規就農でございます。譲受人は■■月■■日付けで■■■■から編入しております。年齢や通作距離に不安はありますが、農業の経験があるということですので、譲受人の今後の営農に期待したいと思います。なお■■■■について、航空写真では山林状態で非農地判断できなかったとの疑問もあり、調べたところ、平成 20 年の状態では黄色の判断でした。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会長

整理番号 30 番、31 番は譲受人が同一でございますので、一括で担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

■■■■さんという方は、屋久島にいられて■■■■年くらいなるということで長年居住しているわけなんですけど、農業経験が 10 年ということなんですけども、以前は■■■■であったということです。長年土地を借りておまして、一通りの準備ができたということで、規模の拡大をしたいということです。整理番号 31 番の■■■■の土地を借りて作付けしていたそうです。私といたしましては、非常に良い結果ではないかと考えております。

○番（農業委員）

■■■■の方の現場を見に行きました。7 ページの地籍図を見ていただきたいんですが、■■■■にはすでにポンカン・タンカンが植栽されておりました。植栽といいますか、成木です。成木の間の空いたところに幼樹を植えていまして、収穫ができる状態です。誰が管理していたのかわかりませんが、園もきれいな状態でした。隣の■■■■の方は手を入れないと駄目かなという気がします。上のほうの■■■■の■■■■には、途中まで車で行って、その先には歩いて行ったんですが、車で行ける状態ではありませんでした。この畑も今から耕して耕作するということでしたので、期待したいと思います。

■■■■から 10 年ほど前にこちらに来て永住したようですが、■■■■に知り合いがたくさんおまして、生産物は■■■■に送って販売したいということです。以上です。

会長

皆さん方からご質問、ご意見いただきます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

売買の価格が分かれば教えていただきたいんですけども。

○番（農業委員）

すみません。聞こうと思ったんですけども、電話では失礼かと思いでして。

事務局

■■■■の方については■■■■が■■万円、■■■■が■■万円、■■■■が■■万円、■■■■の土地については■■万円ということです。

事務局長

■■■■については昭和■■年■■月■■日に■■■さんに仮登記されていますので、おそらくその当時の価格だと思います。

■■■■については平成■■年の■■月■■日に仮登記をしています。

○番（農業委員）

これは制度外で耕作されていたようですが、新規就農なんですか。

会長

農業委員会が認定した貸し借りの状態ではない、いわゆるヤミ小作ですので、ここで私どもが取り扱う上では新規就農です。

仮登記を打つ時点で所有権の移転も前後して行われるのが一般的だと思います。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見なければ、整理番号 30 番、31 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 30 番、31 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 5 番。申請人：■■■■。土地の所在：■■■■、田、■■■■㎡。利用状況：休耕地。事由『子供が帰ってくるので増築したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が■■■■㎡、増築部分が■■■■㎡。備考欄に宅地拡張ということで、■■■■、■■■■（宅地）と一体として利用するという事です。

申請地は■■■■から山手側に直線距離で 650m くらいのところにあり、周辺には■■■■もありますが、子供の 4 人家族が帰ってくるために増築しようとするものです。現在の宅地が 2 筆で■■■■㎡、今回の申請分■■■■㎡を加えて、合計■■■■㎡になります。申請面積は必要最小面積であり、やむを得ないと思います。なお、農地区分については 10h の農地の広がりも無いことから、第 2 種農地・その他の農地と判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号 5 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

■■■■さんは 4 年ほど前に■■■■の方から定年退職されたということで、現在の場所に自宅を設けております。もともと■■■■の出身なんですが、定年後に屋久島で暮らしたいということで帰ってきておりました。現在は、ウコン・ガジュツ・サツマイモなどを作り、農業をしております。

今回、息子さんが■■■■で会社勤めをしているんですが、屋久島にきたいということで、奥さんと子供さん 2 人連れて同居するという事です。

場所は 17 ページの図面で説明しますと、■■■■の山手側で、周辺は山林化されております。畑も耕作されておられません。地区としても、人口の増加ということであり、子供や若い人材も増えるということで非常に楽しみにしております。今回増築ということで、現在家が建っている隣の小さい農地を転用ということで、問題ない場所だと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見なければ申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号5番について申請に同意することに決定いたします。

続きまして 議案第59号 農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第59号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号39番 権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■。現況地目：畑。2筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内。内容：普通畑。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：年間■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：果樹、水稻、ガジュツ。経営面積：所有面積が■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況といたしましてトラクター・2、ハンマーナイフモア・2、動噴・1、米乾燥機・1、田植え機・1、コンバイン・1です。

備考欄にございますが、前回、■■■■氏と利用権設定を結んでいたが、平成■■年■■月■■日に合意解約しております。

この案件につきましては、借人は認定農業者であり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号39番について担当委員のご意見をお願いいたします。

■■■■地区でございますので、私の方からご説明いたします。

場所は19ページの図面をお願いいたします。中央に■■■■と示してございます。斜め向かいに■■■■さんのご自宅がございますが、山手側に上がってすぐのところでございます。申請地は2筆でございます。借人は認定農業者で、なんら問題はないと思います。貸人も合意解約後、管理耕作を続けておりましたので良い機会だったのかなと思っております。内容が普通畑となっておりますが、当面はパパイヤを植えるということでございます。 以上です。

皆さんの方からご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無いということでございます。整理番号39番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

続きまして整理番号40番です。

事務局長

整理番号40番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■、■■■■、畑総の仮地番です。■■番から■■番。地目：畑。5筆の合計面積が■■■■㎡。農用地区域内でございます。内容：甘藷。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの10年間。借料は無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン。経営面積：所有面積が■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況といたしまして、軽トラック・1、トラクター・1、管理機・1、モア・1、動噴・1、SS・1です。新規設定であります。

この案件についても借人は認定農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。なお、この団地は平成■■年■■月■■日付けで一時的利用指定がされております。

会長

整理番号 40 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

借人については認定農業者で、ポンカン・タンカン専業で頑張っております。今回、甘藷を植えたいということですが問題無いと思います。場所については 20 ページをお願いします。県道より上の農道に沿った場所です。以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご質問等なければ、整理番号 40 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号 41 番。

事務局長

整理番号 41 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■■■■■、■■番から■■番まで。田。6筆の合計面積が■■■■1 m<sup>2</sup>。農用地区域内です。内容：飼料作物。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの 10 年間です。借料は無償です。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：肉用牛。経営面積：所有面積が■■■■m<sup>2</sup>、借地が■■■■m<sup>2</sup>、合計が■■■■m<sup>2</sup>。従事日数：300 日。農機具等の保有状況といたしまして、トラクター・1、軽トラック・1、ロールベアラー・1、マニアスプレッダ・1 です。新規設定になります。家畜等の保有状況ですが、肉用牛を飼育しているようですが申請書に頭数が書かれておりませんでしたので、わかりません。

この案件につきましては、借人は斡旋名簿に記載されております担い手農家でございます。したがって農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。なおこの団地は平成■■年■■月■■日付けで一時利用指定されております。以上です。

会長

只今の整理番号 41 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

担当委員が欠席のため、私の方から分かっている分だけ。

彼は牛を頑張っておりまして、休耕地を借りて飼料作物を作っている状況ですので、今回も畑総しているところに飼料作物を作るということですので、問題無いと思います。

場所については、■■■■の■■■■、県道から下の方に 6 筆ですね。

会長

整理番号 41 番について、皆さんの方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

問題ないんですけど、参考までに教えて下さい。

ここは畑総をしているということですが、まとまっているんですけども 1 筆 1 筆、もう少し大きくできなかったんですかね。

○番（農業委員）

この土地は、僕なんかも見に行った中で、自分が借りて畑したいなあとは思わないですね。もっと広くして 2 枚くらいにできないのかなと思うような、5 畝とか 7 畝とか。傾斜ばっかりなんです。段がたくさんありまして、このようになっています。前の旧道がありますので、そこに合わせたのかなという気がしますね。

会長

私もここ辺りの土地の後継者から、「畑がこまんかとよね。もう少し大きくならんかね。」と相談を受けたことがございます。そのときの回答は、「1 人の土地ではなかった。1 筆 1 筆、地権者が違ったために、恐らくこのような形になったんじゃないか。」ということもお話したんですが、今回は地

権者も一緒なんですけども、仕上がりは田んぼを希望していたということもあるでしょうね。

今は『事業をした所だ』と、皆さんお分かりなんですけど、10年もしたら事業をした所としていない所の区別が見た目で非常にしにくくなるだろうと思います。

それでは、整理番号 41 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

続きまして議案第 60 号 非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

24 ページです。議案第 60 号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 18 番。申請人：[ ]、代理人・[ ]。土地の所在：[ ] [ ]。地目：畑。[ ]<sup>㎡</sup>。第 2 種農地、都市計画区域。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『子供 3 人は島外に居住しており、本人も高齢のため 30 年以上耕作しておらず、現況は山林化している。』ということです。

今年の利用状況調査でも×の山林・雑木になっております。

申請地は [ ] 近くの [ ] の裏手側に位置し、雑木や竹が生えており、農地としての有効利用が難しいこと、また非農地として周辺の営農に支障が無いことから、やむを得ないと思います。以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

27 ページに現地の写真がございます。ご覧いただければわかるように、雑木が生い茂り、30 年近く耕作しておりません。また面積も [ ]<sup>㎡</sup>と小さいことから、非農地としてやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会長

整理番号 18 番について、皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

○番 (農 業 委 員)

隣接です。見て分かりますように、[ ] のすぐ裏です。仮に菜園として利用したとしても、影になり物は育たないと思います。

会長

その他、ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見なければ整理番号 18 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 18 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 19 番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 19 番。申請人：[ ]、代理人・[ ]。土地の所在：[ ] [ ]、畑、[ ]<sup>㎡</sup>。第 2 種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『昭和 45 年頃、現在の県道が新設され排土置き場等に使用されたことから、海岸近くまで急傾斜地でダチク等の原野状態であり、平坦地には平成 2 年頃に農業用倉庫を建て、使用している。』ということです。利用状況調査では×のダチク・倉庫となっております。

申請地は [ ] 集落の [ ] から県道を挟んで 15m くらいのところにあり、該当面積が [ ]<sup>㎡</sup>とありますが、有効利用できるのは 1/3 程度の [ ]<sup>㎡</sup>ほどであり、あとは海岸への急傾斜地であります。農業用倉庫が建てられ

事務局長

すでに 20 年以上経過していることや、周辺に耕作農地もないことから、非農地とすることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 19 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

29 ページをご覧ください。■■■■集落の下の方になります。申請地と赤で示してありますが、県道脇の建物はバス停の待合所です。次のページに現地の写真があります。県道が集落の中を走っておりまして、昭和 45 年頃に海岸沿いに県道が新設されました。埋め立てて県道を作っておりますので、平らなところから、急勾配になっております。1 番上の左の写真が農業用倉庫です。倉庫の前にわずかに残った平坦地がございます。明らかに埋土された土でありまして、■■■■㎡のうち、■■■■から■■■■・■■■■㎡あるかなということです。残りは、2 段目の写真のように倉庫の裏で断崖絶壁でダチクが生えております。到底耕作ができる場所ではありません。そういうことで、非農地として申請があがっております。 以上です。

会長

調査に同行された隣接委員から補足などございますか。

○番（農 業 委 員）

倉庫の裏は、■■■■地区特有の断崖でして、農地にはできません。現場を見た限り、非農地と判断いたしました。 以上です。

会長

皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無いということでございます。整理番号 19 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 19 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（10 時 40 分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

3 番

4 番

平成 25 年 2 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久